

地方独立行政法人広島県立病院機構業務実績評価方針

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条および地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例（以下「条例」という。）第二条第二項の規定に基づき、広島県知事が実施する地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績評価（以下「評価」という。）を適切に実施するために、以下の通り必要な事項を定める。

1 評価の方針

- （1）評価を行うことで、法人の業務状況を分かりやすい形で開示すること。
- （2）評価を行うことで、法人による業務運営の改善および向上に資すること、並びに中期目標の達成に寄与すること。
- （3）評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を総合的な視点から検討して決定すること。
- （4）法人による特色ある取組や業務運営上の様々な工夫は積極的に評価の対象とすること。
- （5）評価方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえて柔軟に対応するものとし、必要に応じて見直しを行うこと。

2 評価の種類

- （1）**年度業務実績評価：毎事業年度終了時に実施**
当該事業年度における中期目標の進捗状況を調査するとともに、業務実績について総合的な視点から評価するもの。
- （2）**中期目標見込評価：中期目標期間最終年度に実施**
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を、総合的に評価するもの。見込評価の結果は、次期中期目標や法人の今後の運営に反映する。
- （3）**中期目標業務実績評価：中期目標期間終了後に実施**
中期目標の期間における業務の実績を、総合的に評価するもの。中期目標の達成状況を確定し、総括を行う。

3 評価の方法

- （1）**年度業務実績評価**
法人は、法第 28 条第 2 項に記載の通り、当該事業年度終了 3 か月以内に、広島県に対して「業務実績報告書」を提出する。広島県知事は提出された報告書をもとに、年度計画の小項目、大項目ごとに「項目別評価」を行い、項目別評価をもとに、年度計画全体に係る「総括評価」を行う。その際、評価委員会の意見を参考にすることが出来る。
なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定める。
- （2）**中期目標見込評価**

法人は、法第 28 条第 2 項に記載の通り、当該事業年度終了 3 か月以内に、広島県に対して「中期目標見込報告書」を提出する。広島県知事は提出された報告書をもとに、中期目標の大項目ごとに「項目別評価」を行い、項目別評価をもとに、中期目標全体に係る「総括評価」を行う。その際、評価委員会の意見を参考にすることが出来る。

(3) 中期目標業務実績評価

法人は、法第 28 条第 2 項に記載の通り、当該事業年度終了 3 か月以内に、広島県に対して「中期目標業務実績報告書」を提出する。広島県知事は提出された報告書をもとに、中期目標の大項目ごとに「項目別評価」を行い、項目別評価をもとに、中期目標全体に係る「総括評価」を行う。その際、評価委員会の意見を参考にすることが出来る。

なお、中期目標期間並びに中期目標期間の見込に係る評価基準等の詳細については、別途定める。

4 評価結果の反映

- (1) 広島県知事は、法第 28 条第 5 項に記載のとおり、評価についてその結果を遅滞なく、法人に対して通知し、公表するとともに、議会に報告を行う。
- (2) 広島県知事は、法第 28 条第 6 項に記載のとおり、必要に応じて法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることが出来る。
- (3) 法人は、法第 29 条に記載の通り、評価についてその結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表する。
- (4) 次期中期目標、並びに次期中期計画の作成は、年度業務実績評価及び中期目標見込評価の内容を踏まえて作成するものとする。